

第14回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和5年6月9日（金）

農村環境改善センター 農事研修室

第14回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和5年6月9日（金）

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 鵜澤 英夫

4、出席委員（17名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	宍倉喜八郎
5番	川寄篤之	6番	増田健二
7番	平賀武	8番	加藤岡一弘
9番	内山充弘（会長職務代理者）	10番	中村和敏
11番	川嶋一美	12番	板倉小百合
13番	内海亮一	14番	梅原英男
15番	齋藤重幸	16番	鵜澤英夫（会長）
17番	今関喜明		

5、欠席委員（なし）

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
（整理番号1～2）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
（整理番号1～3）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について
（利用権設定）

第6 議案第4号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

第7 議案第5号 大網白里市農業委員会処務規程の一部改正について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
（整理番号1～2）

第9 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

(整理番号1)

第10 報告第3号 軽微な農地改良の届出について (整理番号1)

第11 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～8)

第12 報告第5号 転用事実確認証明について (整理番号1)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	長谷川聡彦
書記	谷口智		

◎開 会

○議長 ただいまより、第14回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、17名で定足数に達しておりますので、第14回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、内海亮一委員及び梅原英男委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号(整理番号1～2)

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字笹塚、地目 田の3筆、面積713平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中よりやや左上に1-1と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから4ページまでになります。

次に、整理番号2、申請地は、清名幸谷字堂面、字下谷、地目 田の6筆、面積5,942

平方メートルを、売買により、所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は、経営規模を拡大するため、義務者は、耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧くださいまして、真ん中より右の端に3つに点在して1-2と示す箇所でございます。申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから11ページまでになります。

なお、整理番号1から2の権利者における農業従事日数および農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号1の調査報告をいたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

調査に当たりましたは、権利者には現地を見てから話を伺いました。

申請内容に間違いがないということでした。

義務者にも電話にてお話を伺い、間違いがないとのことでした。

義務者は高齢でもあり、維持管理ができなく、権利者に前から耕作をしてもらっており、売買の話に合意したそうです。

権利者は、親の代から、耕作しており、申請地は、自作地の隣にあり、耕作もしやすく、経営規模を拡大するために、義務者に話をしたそうです。

権利者は、労働力もそろっており、間違いのないと思いますが、慎重審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、今関喜明委員、お願いいたします。

○今関委員 それでは、整理番号2の調査報告をいたします。

6月3日、齋藤推進委員と、権利者宅へ伺い、話を伺ってきました。

内容は事務局の説明のとおりです。

義務者は遠方のため電話での対応となりました。

この土地は前々から、権利者が耕作しており、今回、どなたか買っていただけないかという話が出て、権利者の隣接地も多いということで、今回のお話になったということです。

権利者は機械も全部そろっており、地区において篤農家でございます。

何ら問題はないと思いますが、皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定をいたします。

◎議案第2号(整理番号1～3)

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字切留、現況地目 畑の1筆、面積991平方メートルの一部

に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352 平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より、やや右下付近に 2-1 と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うために一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱 58 本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、12 ページから 28 ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば 3 年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

その要件といたしましては、簡易な構造で容易に撤去できること、太陽光パネルの角度や間隔は農作物の生育に適した日照量を保った設計であり、支柱の高さや間隔は、農作業に必要な農業機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること、下部の農地における単収が、同じ地域の平均的な単収と比較しておおむね 2 割を超える減少が見込まれないこと、当該設備を撤去するのに必要な資力があること、などになります。

さらに、この一時転用を許可する際には、営農の適切な継続が確保されることとして、生産された農作物の状況を毎年報告するほか、営農が行われない場合または営農型発電設備事業を廃止する場合は、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること、などの条件を付することとされております。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3.2 メートルから 3.5 メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、整理番号2、申請地は、大網字沼向、地目 畑の1筆、面積1,315平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.362平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より、やや右下付近に2-2と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うために一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱60本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、29ページから45ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。

第1種農地は、原則として許可することができない農地でございますが、例外許可としまして、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様でありますので、省略させていただきます。

本申請は、直径76ミリメートルの支柱を3.2メートルから3.5メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して2割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は、大網字北荻下、地目 畑の1筆、面積1,543平方メートルの一部に賃借権を設定し、営農型太陽光発電設備を設置するため、支柱の部分について、引き続き、一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、0.352平方メートルでございます。

権利者及び義務者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧くださいまして、真ん中より、やや右下の端付近に2-3と示す箇所でございます。

事業を行う理由は、申請地を賃借し、売電事業を行うための一時転用の再申請を計画したとのことであります。

計画の概要は、太陽光パネルを張るための支柱58本を設置するものでございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、46ページから62ページまででございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域内に該当しております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地であります。例外許可として、営農型太陽光発電設備の支柱については、一定の要件を満たせば3年以内の一時転用を許可することができ、更新も可能であります。

一定の要件及び一時転用を許可する際に付す条件につきましては、整理番号1と同様であ

りますので、省略させていただきます。

本申請は、直径 76 ミリメートルの支柱を 3.2 メートルから 3.5 メートルの間隔に立てて、太陽光パネルを張るものであり、簡易な構造で容易に撤去できるほか、農作物の生育に適した日照量や農業機械の利用が可能な空間が確保されているものと思われま

す。続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、撤去費用の全額を借入金で賄う資金計画となっております。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、太陽光パネル等の下部で営農を継続されることから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

最後に、営農計画につきましては、営農者において、太陽光発電設備を設置する農地と残りの農地を合せて、ブルーベリーの作付を予定されており、太陽光発電設備を設置する農地の単収は、地域の平均的な単収と比較して 2 割を超える減少は見込まれておりません。

以上のことから、転用に係る農地の立地基準と一般的基準および営農型太陽光発電設備の設置要件等につきましては、特に支障はないものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号 1 から 3 の案件につきましては、一括して、梅原英男委員、お願いいたします。

○梅原委員 それでは、議案第 2 号、整理番号 1 から 3 の 3 案件につきましては、関連がございますので、一括して調査結果をご報告申し上げます。

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

この案件につきましては、営農型太陽光発電施設用地として、一時転用をされました案件の更新でございます。

前回、一時転用の更新につきましては、昨年の 6 月 10 日の総会におきまして、更新申請とあわせまして、サツマイモからブルーベリーに作物変更してご承認をいただいたところでございます。

しかし、作物変更に伴いまして、県から許可をされました年数が 1 年だったことから今回の整理番号 1 から 3 まで、前回と全く同様の内容での更新になっているものでございます。

なお、調査につきましては、去る6月6日火曜日に川寄委員と一緒に義務者宅に伺いまして、権利者の代理人及び耕作者を含めましてその状況を調査するとともに、3ヶ所の現地確認をして参りました。

その調査結果でございますけれども、営農型太陽光発電施設用地といたしまして、前回の許可を得てからまだ1年の経過でございます、3回目の更新申請になりますけれども、施設はまだ新しく、農地におきましても、管理状況は良好でございました。

このようなことから、権利者、義務者ともども、更新できるようによろしくお願ひしたいと、このようなお話でございました。

以上が今回の調査結果でございます。

問題はないものと思われませんが、慎重ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、議案第2号、整理番号1から3について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願ひいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題とします。

なお、整理番号3から4は、農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、事務局から議案第3号の整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の4ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は4人、利用権の設定をする者は4人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、田が22筆で、面積18,702平方メートル、畑が11筆で、面積7,364.22平方メートル、田と畑の合計面積は、26,066.22平方メートルでございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が3件、更新が1件の合計4件でございます。

整理番号1から4の、所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、金谷郷、田が2筆、1,912平方メートル、3年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、60キログラム、更新。

整理番号2、四天木、田が4筆、8,981平方メートル、10年、物納、10アール当たり、コシヒカリ1等米、90キログラム、新規。

次に、議案書の 8 ページをご覧ください。

整理番号 3 から 4 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 の規定に基づく農用地利用集積計画でございます。中間管理機構が賃借権の設定等を受ける農用地等を同時に賃借権の設定等する場合には、農用地利用配分計画によらず、当該賃借権の設定等を行うことができることとされております。

また、同条第 3 項第 4 号の規定に基づく農地中間管理機構の公益社団法人千葉県園芸協会において千葉県知事と協議を諮り、同意が得られておりますことを申し添えます。

整理番号 3、大網、田が 16 筆、7,809 平方メートル、畑が 7 筆、2,742 平方メートル、10 年、物納及び金納、畑は 10 アール当たり、8,000 円、田は全面積で、コシヒカリ 1 等米、468 キログラムの内、288 キログラム分は金納、180 キログラムは物納、新規。

次に、議案書の 9 ページをご覧ください。

整理番号 4、細草、畑が 4 筆、4,622.22 平方メートル、10 年、金納、10 アール当たり、10,000 円、新規。

なお、整理番号 1 から 4 の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法附則第 5 条第 1 項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。関連して、新規契約の利用権設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件及び整理番号 3 から 4 につきましては、貸付人、借受人、公益社団法人千葉県園芸協会及び市農業振興課の 4 者により、農地の貸し借りについて、すでに確認されており、農業委員等による調査は不要であるとの申し合わせが行われておりますので、調査報告は省略させていただきます。

それでは、整理番号 2 の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 議案第 3 号整理番号 2 について、ご報告します。

内容は事務局説明のとおりです。

6 月 3 日に吉原推進委員と借受人、貸付人に直接話を伺いました。

今まで貸付人の田は市外の親類が、耕作していましたが、遠方で高齢でもあるために、近くで耕作できる人に頼めないかとなり、隣家である借受人にお願いしたとのことでした。

借受人はほ場が近くて管理しやすいことと、経営規模の拡大を図っていることもあり今回

の申請となったとのことでした。

農機具など、問題はないと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から4に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から4について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から4について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から4の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号（農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況等）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第4号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の10ページをご覧ください。

議案第4号でございます。

本案は、令和4年の農林水産省経営局長からの通知によりまして、農業委員会は、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標等を内容とする指針を定めるよう努めるとともに、指針を定めた場合には公表しなければならないとされております。

また、最適化活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について総会において、農業委員会の最適化活動の実施状

況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価を行い、公表するにあたり、意見を求めるものでございます。

なお、公表方法は、市のホームページへの掲載を予定しております。

はじめに、大項目1は、農業委員会の状況でございます。

1、農業委員会の現在の体制及び2、農家・農地等の概要は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

大項目2の最適化活動の実施状況でございます。

1の最適化活動の成果目標、(1)農地の集積における、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

③実績では、今年度末の集積面積503ヘクタールに対しまして、農地面積は2,410ヘクタールで、今年度末の集積率は20.9パーセント、目標に対する達成率は102パーセントとなります。

(2)遊休農地の発生防止・解消における、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

③実績は、アのa緑区分の遊休農地の解消について、緑区分の遊休農地はございませんでした。

bの黄区分の遊休農地の解消について、黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況は、議案書に記載のとおりでございます。

イの新規発生遊休農地の解消について、前年度に発生した緑区分の遊休農地はございませんでした。

④その他は、農地の利用状況調査に関する項目でございます。

利用状況調査は、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご協力いただきまして、8月から9月に調査を実施いたしました。

調査内訳は、黄区分の遊休農地が17.2ヘクタールと、昨年度より7ヘクタールの減少であり、活動は概ね計画どおり実施することができたものと考えられます。

(3)新規参入の促進について、①現状及び課題、②目標は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の13ページをご覧ください。

③実績は、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標面積 5.5 ヘクタールに対しまして、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した面積は、ございませんでした。

参考といたしまして、新規参入者の参入状況は、参入経営体数は 2 経営体で、取得農地面積は、0.7 ヘクタールでありました。

点検結果といたしましては、令和 4 年度に新規参入し就農した 2 組の農家は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定及び農地中間管理事業による使用貸借権を設定しており、新規就農希望者等については、委員等により随時相談を行っているとしております。

2 の最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標及び(2) 活動強化月間の設定、①目標については、議案書に記載のとおりでございます。

②実績は、議案書に記載のとおりでございます。

次に、議案書の 14 ページをご覧ください。

(3) 新規参入相談会への参加、①目標は、議案書に記載のとおりでございます。

②実績は、千葉県園芸協会が開催する、千葉県農林水産就業相談会へ出席しております。

目標の達成状況の評語については、農林水産省経営局長からの通知による目標の達成状況の評語の適用方法に照らし、目標に対して期待を上回る結果でございました。

次に、議案書の 15 ページをご覧ください。

大項目 3 の事務の実施状況でございます。

1、総会、部会の開催実績は、議案書に記載のとおりでございます。

2、農地法第 3 条に基づく許可事務は、令和 4 年度の処理件数は 58 件で、うち許可が 55 件でございますが、差異のある 3 件は、申請が 3 月で、許可が翌年度になったことによるものであり、不許可等の案件は、ございませんでした。

3、農地転用に関する事務は、権限移譲の状況に該当する項目はございませんでした。

1 年間の処理件数 31 件で、全て許可相当として処理しております。

4、違反転用への対応は、令和 4 年 4 月現在の違反転用面積 3.23 ヘクタールで、年度末時点の増減はございませんでした。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありました。これより質疑に入ります。

本議案につきましては、農地利用最適化推進委員も発言を許可いたしますので、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号(農業委員会処務規程の一部改正)

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、大網白里市農業委員会処務規程の一部改正についてを議題とします。

それでは、事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の16ページをご覧ください。

議案第5号でございます。

本案は、大網白里市農業委員会処務規程のうち、第7条第1項第9号及び第10号におきまして、農地法の一部改正に伴い、条項号をあわせるものでございます。

参考といたしまして、A4判横の別冊で右上に議案第5号参考資料と記載された新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表の左側が改正後、右側が改正前であり、太字部分が改正内容になります。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第5号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第10、報告第3号、軽微な農地改良の届出について、日程第11、報告第4号、農地の転用事実に関する照会について、日程第12、報告第5号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書17ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地及び届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の18ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は1件でございます。

農地の所在地及び賃借人、賃貸人は、議案書に記載のとおりであり、賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の19ページをご覧ください。

軽微な農地改良の届出は1件でございます。

土地の所在地、土地所有者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地を盛土後、耕作しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明いたします。

議案書の20ページから23ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は8件でございます。

法務局から照会のありました各農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の24ページをご覧ください。

転用事実確認証明は1件の願い出がありました。

土地の所在地、申請者につきましては、議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するにあたり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員と確認しましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行いました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第5号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第8から日程第12の報告事項を終了いたします。

この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 事務局。

○事務局 それでは私の方から、令和5年田畑売買価格等に関する調査についてのお願いがございます。

この調査は、農業委員の方が対象となります。

はじめに、資料の確認をさせていただきますので、封筒内の資料をご確認ください。

全部で5種類の資料となっております。

1枚目が依頼文。2枚目が調査概要。次に、青色カラーコピーの調査の手引き。

次に、令和5年の調査票。

最後に、令和4年の回答済み調査表を参考までにつけさせていただきます。

はじめに、本調査の概要について、ご説明させていただきます。

資料の2枚目の調査概要をご覧ください。

毎年、国では田畑の売買価格について調査を行っており、今年も千葉県農業会議経由で依頼がございました。本調査は、全国の田畑売買価格等の動向を把握し、農業政策の基礎資料

の作成を目的としており調査対象地区は昭和 25 年当時の旧市町村ごととなっており、大和、瑞穂、大網、山辺、増穂、福岡、白里、豊岡の 8 つの地区となっております。

担当地区と調査委員の割り当てについては、調査概要の 5 に記載しておりますので、確認をお願いいたします。

調査票は丸印をつけてあります、委員の方に取りまとめと提出をお願いいたします。

続きまして、令和 5 年の調査票をご覧ください。

提出していただくものは、こちらの調査票となっております。

記入していただく部分は、調査票の表、裏の青色で囲った部分に、調査結果を記入していただく形となります。

一番後ろに参考として、昨年の調査結果を資料をつけさせていただきました。

今年の調査結果が昨年の回答内容から変更がない場合は、昨年の数値を記入してください。

続きまして、本調査の詳細について、ご説明させていただきます。

資料 2 枚目の調査概要と令和 5 年の調査票をご覧ください。

この調査は、令和 5 年 5 月 1 日を調査時点とした調査となっております。

調査内容は、大きく分けて 3 つあります。

1 つ目は、耕作を目的とした田畑の売買価格、2 つ目は、農用地、農用地区域内の耕作目的の田畑の売買価格が昨年と比べて上がった、或いは横ばい、もしくは下がった、どれに該当するかと、3 つ目は転用を目的とした田畑の売買価格の調査となります。

2 つ目の耕作目的の売買価格につきましては、農振農用地区域の内外、市街化区域内農地の 3 つの項目について調査をお願いいたします。

ただし、市街化区域内のない調査区については記入の必要はございません。

調査票に記入する金額の単位は 10 アール当たりとなります。

実際取引された売買価格を調査して記入するのではなく、調査時点で、売り手、買い手の双方が妥当と見て、取引されるであろう価格を記入してください。

また、昨年より 20%以上の増減がないようお願いいたします。

2 つ目の、昨年と比べて価格が変化した、或いは変化しなかった理由についてですが、青色の調査の手引きの 4 ページをご覧ください。

中ほどに上昇、横ばい等の理由と整理番号が載っております。

この中から該当する理由を一つ選んでいただき、特別な理由等がある場合には、それを具体的な理由の欄に記入をお願いいたします。

3つ目の転用を目的とした田畑の売買価格についてですが、これは調査票の裏面になります。

用途別で、住宅用、商業・工場用の2つの項目について、市街化区域、市街化調整区域、それぞれの価格を記入してください。

記入していただく金額の単位は3.3㎡、1坪あたりとなります。

過去1年間の売買実例価格を参考にして、調査地区として妥当と思われる価格を記入してください。

この調査票の報告期限は、千葉県農業会議への提出の関係で、7月10日の第15回総会までとさせていただきます。

何かご不明点ございましたら事務局までご連絡いただければと思います。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの事務局からの連絡事項について、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。

それでは、ほかにごいませんか。

◎閉 会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて、第14回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 4時)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月9日

農業委員会会長

鷺澤英夫

署名委員

内海亮一

署名委員

梅原英男